

健康保険だより

令和7年

1月号

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさまで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

- 1 健診の受診はお済みですか？
- 2 神奈川支部公式LINEができました！
- 3 インセンティブ制度とは？
- 4 資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします

TOPIC
01

健診の受診はお済みですか？

今年度も残り約2か月、健診の受診はお済みでしょうか？

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けて、自分自身の健康状態をチェックしましょう。

年度末が近づくと予約が取りにくくなりますので、まだお済みでない方はお早めに！



事業主の
みなさまへの
おねがい

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、気づかないうちに進行しているケースがあります。従業員のみなさまの健康と、事業所の将来を守るため、**健診受診の積極的なお声かけ**をお願いします。

健診受診の流れ

①受診を希望する健診機関に予約する

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。
生活習慣病予防健診が受けられる健診機関は、
協会けんぽのHPで検索できます。

協会けんぽ健診機関

で検索！

または
二次元コード
から



②健診を受診する

受診当日は、健康保険の資格が確認できるものや
検査容器などを忘れずに。受診当日に特定保健指導
の案内があった場合は、積極的に利用しましょう。



健診の結果、要治療の方や
生活習慣の改善が必要な方は…
**医療機関の受診・特定保健指導
の利用が大切！**



TOPIC
02

神奈川支部公式LINEができました！

みなさまに、もっとタイムリーに情報をお届けするため、
協会けんぽ神奈川支部ではLINEを始めました。

健康情報などお役立ち情報を月2回以上配信しますので、
ぜひ友だち登録をお願いします。

登録は
こちらから



 全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431 (代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



裏面もご覧ください

健診受診やジェネリック医薬品の使用など、みなさまの取り組みを5つの評価指標に基づき順位付けし、健康保険料率に反映させる仕組みです。全国で成績の良い上位15支部に入ることが、健康保険料率の引き下げにつながります。



みんなで取り組もう！

インセンティブ制度 5つの評価指標



●は従業員のみなさまへのおねがい ◆は事業主のみなさまへのおねがいです

1 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの健診を毎年必ず受診しましょう。
- ◆協会けんぽの健診以外を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽに提出してください。

2 特定保健指導実施率

- 健診の結果、「生活習慣の改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けましょう。

3 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから健康づくりを心がけましょう。
- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い最後まで継続してください。

4 要治療者の医療機関受診率

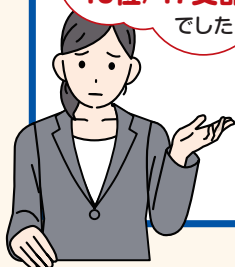
- 健診の結果「血圧・血糖値・LDLコレステロール値」が要治療(再検査含む)の場合は、必ず医療機関を受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師にジェネリック医薬品の希望を伝え、積極的に使用してください。



令和5年度
神奈川支部の
総合順位は
43位/47支部
でした



資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を**令和7年1月から順次送付**いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。



対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方



ご案内

マイナ保険証に関する広報物を協会けんぽホームページに掲載しております。ぜひご覧ください。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/g1/r6-12/1/>

